

◎新潟県告示第298号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第63条第1項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を次のとおり認可した。

令和8年4月10日

新潟県知事 花 角 英 世

- 1 施行者の名称
胎内市
- 2 都市計画事業の種類及び名称
 - (1) 種類 胎内都市計画下水道事業
 - (2) 名称 胎内市公共下水道
- 3 事業施行期間
平成15年8月5日から令和15年3月31日まで
- 4 事業地
 - (1) 収用の部分
変更なし
 - (2) 使用の部分
変更なし